

議事要旨(5)実務対応報告公開草案第 23 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」のコメントについて

実務対応報告公開草案第 23 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」については平成 18 年 6 月 6 日から 7 月 5 日の期間でコメントの受付を終了している。

寄せられたコメントの概要が報告され、この事項について審議がなされた。また、寄せられたコメントへの対応については会社法対応専門委員会での検討がなされていないことから、今回の資料では特に示されていないが、事務局が検討している方向性について報告された。

石川研究員から報告されたコメントの概要は次のとおりである。

NO.	論点の項目	報告されたコメントの概要
1.	株式交付費 - 国際的な会計基準とのコンバージェンス -	株式交付費については、会社法において資本から直接控除することが認められており、かつ国際会計基準及び米国基準でもこうした処理が行われている。そのため、資本控除の取扱いを認めて欲しいというコメントが寄せられた。 この点については、費用が資本から控除かという選択を認めることは適当ではなく、また、当委員会と IASB、更には FASB との会合の中で、株式交付費の費用処理を支持する意見が示されていることから、公開草案の扱いを変更しないという方向性が示された。
2.	社債発行費 - 新株予約権の発行費用の取扱い -	新株予約権の発行費用を繰延資産として計上した場合、3 年以内に償却することが求められているが、新株予約権を社債と一体化して発行（新株予約権付社債）した場合には、社債発行費と同様の会計処理することを認めるべきであるというコメントが寄せられた。 この点については、新株予約権付社債を一括法により会計処理した場合には社債発行費として計上する旨を定めるとい方向性が示された。
3.	創立費 - 資本から直接控除する会計処理の容認 -	創立費について支出時費用処理若しくは繰延資産として資産計上という会計処理に異論はないものの、会社法では資本から直接控除することも認められているため、こうした会計処理も認めるべきであるというコメントが寄せられた。 この点については、株式交付費と同様の理由により、公開草案の扱いを変更しないという方向性が示された。

NO.	論点の項目	報告されたコメントの概要
4.	支出の効果が期待されなくなった場合 - 一時償却の会計処理 -	繰延資産の支出の効果が期待されなくなったことにより、繰延資産を一時に償却する会計処理は、項目ごとに定めるのではなく、統括的な取扱いとすべきであるというコメントが寄せられた。 この点については、コメントに対応し、繰延資産全般の取扱いとして定めるように公開草案を修正するという方向性が示された。

委員等から、コメントの内容の確認と株式交付費等について資本控除ができるとされている会社計算規則との調整の可能性についての発言がなされた。

本実務対応報告については、会社法対応専門委員会にて引き続き検討を行った後、次回の7月28日開催予定の第109回企業会計基準委員会にて公表を決議することが予定されている。

以 上